

議題（４）西尾市地域公共交通計画の別紙について

1 西尾市地域公共交通計画の「別紙」作成の経緯

名鉄東部交通株式会社が運行する名鉄東部交通バス一色線について、西尾市地域公共交通計画本体を改正し位置付けた上で、本体に位置付ける事項以外について計画の「別紙」として作成し、毎年度提出する必要がある。

また、「別紙」についても、地域公共交通計画の一部として法定協議会における協議の手続きを経ることが定められている。

2 「別紙」内容

資料 4 別紙のとおり

3 「別紙」策定及び承認予定日

令和 6 年 5 月 2 7 日

(名称) 西尾市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市における公共交通網は、市域の南北及び蒲郡方向を結ぶ鉄道（名鉄西尾線・蒲郡線）を軸に、地域間幹線バス（名鉄東部交通バス岡崎・西尾線、一色線、ふれんどバス）、コミュニティバス（六万石くるりんバス、いっちゃんバス）、おでかけタクシー「いこまいかー」、一般タクシー、離島である佐久島までを運航する渡船で構成されている。

これらの公共交通は、市民の通勤・通学や買い物、市外からの来訪者の観光の足として、重要な役割を担っている。

中でも地域間幹線である名鉄東部交通バス一色線（以下、一色線）については、鉄道路線のない一色地区の市民にとって、鉄道駅及び西尾市中心部への移動をはじめ、沿線に所在する高等学校や病院への日常的な移動手段であります。また、市外からの来訪者にとって、市の主要な観光地である佐久島へのアクセスにおいても欠かせない路線となっている。

さらに、拠点的な停留所である一色町公民館では、他のバス路線と連絡し、公共交通網を形成している。

しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しい状況にあり、地域公共交通確保維持事業により、一色線を確保・維持することで、一色地区の市民の生活交通手段及び佐久島への観光の足を確保させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

西尾市地域公共交通計画に基づき、本事業における目標値を以下のように設定する。

◆目標値

路線名	令和 7 年度 目標値	令和 8 年度 目標値	令和 9 年度 目標値	【参考】 令和 9 年度 交通計画目標値
一色線	109,682 人	109,737 人	109,792 人	109,792 人

(西尾市地域公共交通計画 P71 参照)

◆目標値の算出方法

一色線の目標値については、新型コロナウイルスの蔓延防止に伴う移動制限等の影響による利用者数減少の状況を鑑み、計画最終年度である令和 9 年度に新型コロナウイルス流行前である令和元年度の 90% とするという形で設定した。

(2) 事業の効果

一色線を維持することにより、一色地区の市民の生活交通手段及び佐久島への観光の足が確保される。また、鉄道や他のバス路線との連携により、近隣市等への広域的な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市内小学生及び保護者を対象としたおでかけきっぷの発行（西尾市、事業者）
- ・市内学生用定期券「スクールパス」の実施（西尾市、事業者）
- ・コミュニティバス、路線バスを含めた市内共通 1 日乗車券の発行（西尾市、事業者）
- ・総合時刻表、公共交通マップの作成配布（西尾市、事業者）
- ・マイ時刻表の作成、Google Maps への対応（西尾市）
- ・乗り方教室の実施（西尾市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。

資料 4 別紙

協議事項

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付。 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る一色線について、その運行に係る費用総額のうち、運送収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分及び均一料金導入に伴う通常距離制運賃との収入差額について、西尾市が負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
◆評価手法 利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する
◆測定方法 事業者が実施する OD 調査より利用者数を算出する
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙 1 のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
西尾市地域公共交通活性化協議会については、平成25年度に設立され、本計画及び前計画に基づき、市の公共交通について、様々な議論を行ってきた。 <令和6年度> 令和6年5月27日 第1回西尾市地域公共交通活性化協議会 ・西尾市地域公共交通計画の別紙について承認予定 ・西尾市地域公共交通計画の改正について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
西尾市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民代表の参画を得ており、会議の場において意見を聴取している。 また、コミュニティバスの検討に際しては、市民の意見を聴取しながら進めている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県西尾市寄住町下田22番地

(所 属) 市民部 地域つながり課

(氏 名) 杉山和希、夏目康平

(電 話) 0563-65-2107

(e-mail) kyoudou@city.nishio.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
西尾市 (愛知県)	名鉄東部交通株式会社	(1) 一色 (1)	1,581	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和7年度

事業者名	名鉄東部交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	89,379 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	89,379 千円
	営業費用	167,177 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	167,177 千円
	営業損益	△ 77,798 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 77,798 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	475,230.8 km				経常収支率	53.46 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	73,606 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ')	73,606 千円
	営業費用	157,678 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	157,678 千円
	営業損益	△ 84,072 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 84,072 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	480,262.8 km				経常収支率	46.68 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	82,528 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ'')	82,528 千円
	営業費用	161,607 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	161,607 千円
	営業損益	△ 79,079 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 79,079 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	485,852.7 km				経常収支率	51.07 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
東海	332.62 332円.62銭	328.31 328円.31銭	351.78 351円.78銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
東海	337.57 337円.57銭	402.72 402円.72銭	a 337.57 337円.57銭	188.07 188円.07銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カ ②=コ ③=ク	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
				起点	主な経由地	終点							日数	回数	往復	往復	往復	往復		往復
東海			一色	西尾 西尾市民病院	福地	一色町 公民館	365 日	3,828 (10.4) 回	46.8 人	西尾 7.8km 西尾市民病院 9.3km	8.7km	0.000%	0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	0.0km	%	100.000%
合計									往 17.5km 復 17.5km	8.7km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km				

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チエ ワ	計画実車走行キロ ヘ×フ以下の数カ	補助対象経常費用の見込額 (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=シ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度①							基準期間			
						経常収益 ヤ ^ア	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ ^ア ÷マ ^ア = d	経常収益 ヤ ^イ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ ^イ ÷マ ^イ = e					経常収益 ヤ ^ロ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ ^ロ ÷マ ^ロ = f	
東海			100.000%	63,870.0km	21,560,595円	280円.35銭	9,778,084円	63,916.8km	152円.98銭	19,487,600円	63,604.8km	306円.38銭	24,372,184円	63,852.7km	381円.69銭	17,905,955円	3,654,640円	9,702,267円	3,654,640円
合計				63,870.0km	21,560,595円		9,778,084円	63,916.8km		19,487,600円	63,604.8km		24,372,184円	63,852.7km		17,905,955円	3,654,640円	9,702,267円	3,654,640円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×マ'=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ミ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ノ①計画運行回数 =ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
東海			3,654,640円	3,654,640円	3,162,869円	3,162千円	1,581千円	3,654,640円	2,073,640円			2,073,640円	100%		0%		0%		
合計			3,654,640円	3,654,640円	3,162,869円	3,162千円	1,581千円	3,654,640円	2,073,640円			2,073,640円	100%		0%		0%		

- (1) 記載要領
1. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自放第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
 6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごと一連番号とする。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とする。
 8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年0月0日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
 9. 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
 12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 17. 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ウ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ウ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
 18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

生産性向上の取組

系統番号	系統名	生産性向上の取組	実施主体	実施時期	定量的な効果目標		特記事項
					指標	目標数値	
1	一色	市内小学生及び保護者を対象とした企画きっぷを発行することにより、公共交通を利用しておでかけする機会を創出し、利用者増加につなげる	西尾市事業者	4月27日から12月1日まで	利用者数	109,682人	
		市内学生用定期券「スクールパス」を発行することにより、学生の公共交通利用を促進し、利用者増加につなげる	西尾市事業者	通年			
		コミュニティバス、路線バスを含めた市内共通1日乗車券を発行することにより、バス同士の乗り継ぎ利便を高め、利用者増加につなげる	西尾市事業者	通年			
		総合時刻表、公共交通マップの作成配布及びマイ時刻表の作成、Google Mapsへの対応により、公共交通の見える化を促進し、利用者増加につなげる	西尾市事業者	通年			
		利用状況を踏まえたダイヤ改正を検討することで、利用者の利便を向上させ、利用者増加につなげる	事業者	通年			
		乗り方教室を実施することにより、利用者の公共交通の使用方法に関する理解を深め、利用者増加につなげる	西尾市	随時			